

差別意識の構造

平田 毅

はじめに

差別という概念ないしは差別問題というカテゴリーが生まれてきたのは、〈自由・平等・友愛〉を理念として掲げた近代市民社会以降のことと思われる。確かに、近代以前の社会にも「差別」はあった。いやむしろ、差別によって存立していたのが前近代社会ともいえる。人権思想の萌芽とともに差別は発見された。というよりも、過酷な差別の現実が人権意識を生み出してきたともいえるのだが、ともあれ、近代社会の進展とともに、われわれはさまざまな差別を〈問題〉として発見してきたといえる。そして、実際に、われわれの社会には、人種、「障害」者、女性、部落差別など、さまざまの差別がある。それらのさまざまな差別は、個別ばらばらに存在しているのではなく相互に連鎖していることは、これまでよくいわれてきたことである。もちろん、それらの差別は、それぞれその歴史的背景を持っている。それら、差別の諸相の根底にある差別の構造とは何なのか。

これまで、差別理論は、その差別的状態からの「解放」という実践的課題を伴って発生し発展してきた。差別が差別として捉えられるとき、そこには、「差別」＝「あるべからざる行為ないしはその行為の結果としての状態」という負のイメージをもって捉えられてきた。よって、差別論は「解放論」と表裏をなして構築されてきたといえる。

ここで、注意しなくてはならないのは、だからといって、差別の問題は、個人的善意や道徳的修養の問題などでは決してないということである。善意や道徳の問題で差別がなくなるというのなら、とくに差別はなくなっていく方向に進んでいるはずである、が、現実には必ずしもそうはなっていない。差別論

は、決して心理学的なものに還元されるべきでなく、社会的な構造の上に成り立っているものとして構築されるべきものである。そのためには、差別意識をどうとらえるのかが一つの鍵となると考えられる。表出される差別的行為ないし態度の背後には、必ず差別意識が存在している。この差別意識の分析なしには、差別の構造の解明は有り得ない。

そこで、本論では、まず、〈差別〉概念が研究者の間でどのように規定されているかを、〈偏見〉概念との比較を含めて検討する。その後、差別意識の構造を日本における部落差別を射程に入れつつ解き明かしていく。

1 差別の定義

今日、差別という語は日常語となって広く汎通しているし、その用法も狭義から広義まで多様である。また、差別の定義づけや概念規定も論者の視点・視座によって異なっているのも事実である。

ごく一般的にいえば、差別とは「(1)差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと。(2)区別すること。けじめ。」(広辞苑)ということになろうが、差別論の研究者は以下のように定義している。ここで、差別のいくつかの代表的な概念規定のしかたを概観してみよう。

〈差別=不平等とする定義〉

- ① 石田雄…「人間が人間としての尊厳にたいして平等の扱いを受けようという要求が実現を妨げられている状態」¹⁾
- ② 野口道彦…「差別とは、本来平等であるべきものを不平等に取り扱うことである。日常用語としては、行為、態度、意識、文化、制度、これらの結果現象などさまざまな次元を含む意味で用いられている」²⁾

この二つは、差別を平等との対置し、平等=権利保障、その平等の実現を阻害するものとして差別的状態が捉えられている。一般的によくみられる定義といえる。また、福岡安則は広義と狭義にわけて差別を規定している。

- ③ 福岡安則…「一般的に、特定の個人や集団にたいして、社会生活上のさまざまな局面においてのある待遇をすることを差別という。広義には、上下関

係や能力差などによって不平等な取り扱いがなされることすべてが差別であるということができるが、社会問題としての固有の差別とは、一定の人種や民族に属する人たち、心身に障害をもつ人たち、歴史的（政策的）に賤民身分とされた人たちの子孫、一定の思想・信条・信仰をもつ人たち、あるいは女性などが、歴史的・社会的な諸条件のもとで、政治的・経済的・社会的にその基本的な人間としての諸権利を奪われている状態をさす。また、学歴差による不平等な処遇も、今日的な問題である。」³⁾

〈忌避・排除として差別〉

以下二つの定義は、「忌避」という概念も導入して差別の定義づけを試みている。これは、触穢思想などを歴史的背景にもつ日本の部落差別のあり様をも念頭にいった規定といえよう。

- ④ 三橋修…「ある集団ないしそこに属する個人が、他の主要な集団から社会的に忌避・排除されて不平等、不利益な取扱いをうけること。その集団の区分規準は、人種、民族、生活様式、国籍、血統、性別、言語、宗教、思想、財産、家門、職業、学歴、心身障害、ある種の病など多種におよび、被差別集団は、これらの内の単一あるいは複数の要因のかたまりで形成される。差別のあらわれ方と激しさは、その社会の文化と歴史によって異なるが、差別される側の就業機会はせまく、他集団成員との自由な通婚が疎外され（性差別を除く）、しばしば居住地域まで限定されるという共通性がある。」⁴⁾
- ⑤ 江嶋修作…「生活者が、あるカテゴリーの人々に対して、忌避・排除する行為の総体をいう」⁵⁾。江嶋はさらに続けて、差別の特徴として、「ア）行為主体が意識的か無意識的かは問わない、イ）カテゴリーが実在のものか架空のものかは問わない、ウ）行為客体が個人か集団かは問わない」とし、差別はすべて、「偏見に基づく負の意味づけにより、非対称的に『しるしづけられた』ものであり、これは、『遠ざけ』る方向と『見下す』方向を同時に含む。ここに、忌避・排除の契機がある。」としている。

〈三者関係として差別を捉える〉

- ⑥ ひろたまさき…『差別』は強者の弱者に対する扱いということを前提と

しながら原理的には三者の関係を示す概念となるだろう。AがBとは差をつけてCを取り扱う、あるいはAとBとがCをわけへだてする関係である。AがCを差別するという場合でも、そこにはかならずBなる存在が措定されているのである。AとCという二者だけの関係においては、それは『対立』とはなっても『差別』にはならない⁶⁾

差別を三者関係として捉え、差別存立構造において第三者(=第三項)を理論的に措定している点は、他の定義と視点を異にした定義として、注目に値するといえるだろう。

〈フィクションとしての差別〉

諸定義のなかにあって、1968年という早い時期ながら、卓越した定義を提出したのは、チュニジア人作家であるアルベール・メンミ(Albert Memmi)である。彼は、植民地下における植民者の被植民者への差別主義を考察して、次のように定義している。

⑦ A. メンミ…「差別主義とは、現実上の、あるいは架空の差異に普遍的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が己の特権や攻撃を正当化するために、被害者の犠牲をも顧みず己の利益を目的として行うものである」⁷⁾

この定義は、次の二つの点において卓見である。その一つは、差別の前提となる差異性について、それがフィクションであってもかまわないとしている点である。つまり、差別の根拠となる差異性は「つくられる」場合もあることを看破し、差別の無根拠性に着眼している。二つには、差別的価値づけが、差別者の「差別の正当化」を目的としているとの指摘である。これは、差別が政治性を帯びたものとして立ち顕れてくることを示唆している。

このように、差別の概念規定は多様である。差別という語は、その多様な現象を記述するには便利な用語であるが厳密に概念規定するのは困難である。社会学においても、統一的な概念はまだなく、さまざまな定義が試みられている。ここで、メンミの定義に基づきながら差別の概念を、とりあえず次のように規定しておこう。

差別とは、諸個人ないしは諸集団間に存在するとされる現実上あるいは架空の差異を利用して、その社会において普遍的とされる価値基準によって特定の集団を一方向的に価値づける関係性であり、この価値づけの権利は差別する側が独占している。また、この価値づけは、差別する側が自己の特権や攻撃を正当化するために、差別される側の犠牲を考慮せず自らの利益・保身を目的として行なうものである。この価値づけに基づく差別される対象への行為は、「見下し」と「遠ざけ」の方向を同時に含み、それらの度合が強いほど差別の程度も増す。

2 差別と偏見

差別を偏見との関連で捉えてみることもできる。西欧における差別研究は、人種差別を主要に取り扱いながら、それを偏見との関連で論じたものが多い。ここでは、偏見研究の業績を瞥見しながら、差別論とどうつながるのかを考えてみたい。

差別的行為の根底には偏見があるとする差別論（偏見起因型差別論）は、社会心理学者G. W. オールポートが展開したものである。彼は、偏見を持つ者は、偏見に基づく諸感情を完全に内面に封じ込めておくことはできず、さまざまな方法でその偏見に基づく感情を外部に発現し、拒否的行動をとっていくとした。そして、その拒否的行動の型は、「非難・誹謗」→「回避」→「差別」→「身体的攻撃」→「絶滅」とエスカレートしていく。

オールポートは偏見を定義して、「十分な証拠なしに他人を悪く考えることである」としながら、この定義では否定的偏見についてだけしか述べていない不十分なものであるとして、次のように定義しなおす。「偏見とは、実際の経験より以前に、あるいは実際の経験に基づかないで、ある人とか事物に対して持つ好きとか嫌いとかいう感情である」⁸⁾ 彼は、偏見が非好意的な方向と同様に好意的な方向もあるということに注意を促しながら、実際的には偏見の大部分が否定的偏見であることに言及し、この否定的偏見に絞って考察を試みている。

また、新保満は、差別は「特定の社会集団に属する個人を違ったように扱う行動を意味する」「偏見は人間の態度にかかわるが、必ずしも行動を伴わな

い」⁹⁾とし、差別を行動の有無によって偏見と区別している。また、差別の対象は個人に限定されている。

同様に、アンソニー・ギデンズも、偏見と差別とを明確に区別しなければならないとして、偏見と差別とを次のように規定している。多少長文になるが引用してみる。

「偏見とは、ある集団の成員が他の集団に関していづく《意見》ないし《態度》を指し、差別とは、その集団に対してとる《実際の行動》をいう。偏見は、個人ないし集団に関して先入観をいづくことを必然的にとめない、そうした先入観は、多くの場合直接的な証拠よりも伝聞にもとづいており、また新たな情報をもたらされても容易に変わらない見解でもある。人は、仲間意識をもつ集団に対しては好意的な偏見をもち、そうでない集団に対しては否定的な偏見を持つことがある。(中略) 差別とは、ある集団の成員から他の人たちには許されている機会を剥奪する — (中略) — ことになる活動をいう。偏見がほとんどの場合差別の根底をなしているとはいえ、両者は別個に存在する場合もある。人びとは、直接行動に表れない偏見にみちた態度をいづくこともあるからである。同じように重要なのは、差別が必ずしも偏見から直接派生するわけではないという点である」¹⁰⁾

ともあれ、「偏見」は、「対象についての誤った見方」によって、「あらかじめ判断してしまう (pre-judgment)」と認識されているようである。高尾公矢は、この認識から偏見と差別とを関連させた R. K. マートンの四つの類型(①偏見をもたず差別もしない人。②偏見はもたないが差別をする人。③偏見はもつが差別しない人。④偏見をもっていて差別もする人)¹¹⁾を引きながら、このうち「②偏見をもたないが差別する人」が理念的に想定されていることは、注目に値すると同時に留意を要するとしている。高尾は、『『偏見』を『対象についての誤った見方』ととらえるならば、一方に『ある対象についての正しい見方』があるわけである。しかし、『ある対象についての正しい見方』とは、三橋修が指摘するように、偏見をもつ集団ともたれている集団が、共にその集団間にある差別的関係から解放されたときに生まれるまったく新しい関係の中に存在するもので、きわめて動的な、歴史的なものである。このことは、差別の現実を見失う危険性を含んでいる」と指摘している。¹²⁾

しかし、ギデンズやマートンが指摘するように、偏見が差別の前提要件とは必ずしも言えないことは明言できよう。

3 差別意識の構造図式

差別意識の研究は、差別という社会事象の解明にとって不可欠である。しかし、「差別意識」なる用語は、日本における差別研究のなかから生み出された用語であり、欧米諸国における差別研究においては、差別意識はもっぱら「偏見」研究の中に包摂されて論じられてきたといえる。日本における差別研究は、主要には部落解放運動の成果として深化・構築されてきたものであってみれば、おのずと「差別意識」なる特殊日本的な用語も部落差別を一定前提としたものであるといえる。よって本論でも、被差別部落に対する差別を念頭におきながら、以下の論を展開することとなる。

〈多様な自他区分意識〉

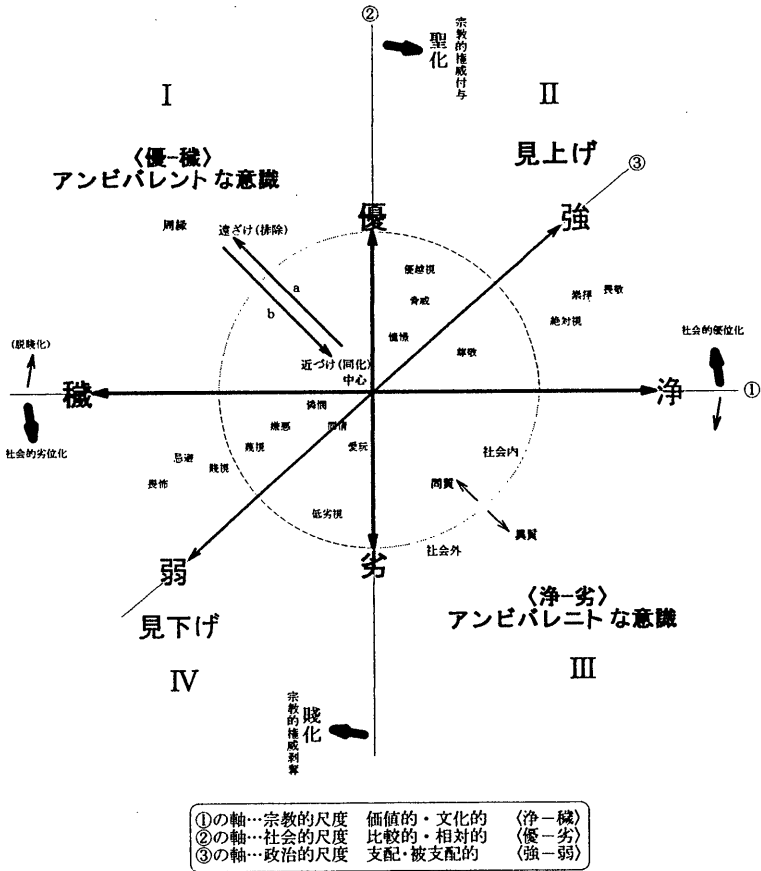
人間は、自分以外の存在に対して多種多様な感情、すなわち、神や超越的な存在への畏怖・畏敬の念、魅力的な存在への愛や憧れ、あるいは、未知の興味深い存在への好奇心、興味のない対象への無関心、きれいな対象への不快感・嫌悪・憎悪、あわれな存在への憐憫・同情、さらには、嫉妬や尊敬・軽蔑、賤視・聖視などなど、さまざまな自他区分意識をもつ。これらの意識のあり様は、垂直的關係から水平的關係に至るまで、全方向的な広がりをもつ。これらの意識の中には、とりあえず非差別的な自他区分意識も理念的にはあると想定できよう。

しかし、非差別的とみられる意識のあり方も、特定の状況下つまり特定の關係性の下では、差別意識となって表出することもあれば、差別意識に転化することもありうるのである。

ここでは、江嶋修作の研究も参考にしながら、差別意識の構造について図式化を試みてみた。十分とはいえないとしても以下に提示して説明してみる。

〈図1〉

〈図1〉 差別意識の構造図式



〈三つの価値尺度〉

まず、差別が「価値づけ」に関わることである以上、その価値づけの基準となるべき価値尺度を明らかにせねばなるまい。三つの価値尺度を用意する。

一つは、宗教的尺度である。これは本来文化的尺度ともいうべきところであるが、被差別部落への差別意識などをみたととき、前近代からの宗教的観念であるケガレ意識や触穢思想などを引きずってきていると考えられるので、とりあえず宗教的尺度としておく。宗教的価値基準は、「高貴-卑賤」や「きよい-

けがれている」といったいわば質的ともいうべきものと関わる。この尺度であらわされる価値は〈浄—穢〉である。図の①の軸にあたる。

二つめの尺度は、社会的尺度である。この尺度は他者との比較によって相対的に決定づけられる。能力のあるなしや経済力のあるなしなどといったいわば量的に測りうる尺度といえる。この尺度は、〈優—劣〉といった価値をあらわす。図の②の軸にあたる。¹³⁾

三つめは政治的尺度ともいうべきもので、支配—被支配関係をうみだす権力性に関わる価値基準である。〈上—下〉〈強—弱〉といった価値をこの尺度であらわす。図の③の軸にあたる。

ただ、この政治的価値については、前者二つの価値尺度とは位相を異にする。というのは、政治的尺度は、無前提に存立することはありえないと考えるからである。独自に政治的優位性や劣位性が生じてくることはありえない、それは宗教的価値と社会的価値とのアンサンブルによって生じてくる価値基準だといえる。

一般に〈優〉とされるものは宗教的権威を得て権力を獲得していくし〔聖化〕、〈浄〉とされるものは多くの信仰者を得たり経済的力などを備えて権力者の座へと押し上げられことが多い。また、経済力がないなど〈劣〉とされるものは、それに起因する外見や振る舞いなどから容易に卑しいものとみなされるし〔賤化〕、〈穢〉とされるものは社会的にも劣位な状態におとしまれる。(図の太い矢印がこれを示している) こうして、〈浄—穢〉〈優—劣〉の価値の交差点に権力関係つまり支配—非支配関係が生じてくることとなる。よって、図のように政治的価値軸を宗教的価値軸と社会的価値軸との間に走らせている。

そして、この三つの価値基準は、〈浄〉〈優〉〈強〉といったポジティブな対象に対しては「見上げ」を、〈穢〉〈劣〉〈弱〉といったネガティブな対象に対しては「見下げ」という行為志向や意識性向を生みだすといえる。

〈距離化のベクトル〉

しかし、この三つの軸のみでは、差別ないしは差別意識をとらえるにはやや硬直的なきらいがある。そこで、距離化のベクトル a を加えてみる。図に描いた円の外側へいくほど対象との距離はひらく。つまり、「遠ざけ」ようとする

し排除の度合は強まる。それに伴って、差別行為の形態も差別意識のあり様も異なる。差別は基本的に、この「遠ざけ」の方向と先に述べた「見下げ」の方向を同時に含む。¹⁰

さらに、ベクトルbも加える。ベクトルaと正反対に走るベクトルである。本来差別は排除する方向にはたらく場合が一般的であろうが、時として逆方向にはたらく。これは「近づけ」ようとする方向であり、「同化」と呼ぶこともできる。植民地における同化政策や被差別部落に対する融和政策などがその典型であるが、われわれの日常生活における「憐憫」や「同情」「愛玩」といった意識がそれを支えているといえる。

また、この「遠ざけ」「近づけ」の距離化のベクトルから、その中心部にあるものを「同質」の存在とみることができし、周縁にあるものを「異質」な存在とみることができし。「同質」な存在は自らの属する社会や集団の一員として認められている存在であるし、「異質」な存在は〈よそのもの〉とみなされる存在である。そしてこの〈よそのもの〉は基本的に排除され差別される。図に示した円は同質-異質を分かち境界線を理念的に表したものである。

さて、こうして出来上がった構造図式の上に、さまざまな自他区分の意識を配置してとらえることができよう。図にそれらのいくつかを配置してみた。これらの意識は、すべて差別意識ないし差別意識につながる意識である。奇異に感じられるかもしれない。IVのネガティブ領域の意識を差別というならいざ知らず、IIのポジティブ領域の意識は差別意識というにはあたらないのではないか。しかし、〈浄穢〉〈優劣〉といった価値は対概念としてはじめて意味をもつものであり、その意味では関係的な概念である。一方がなければ他方も意味をなさない。よって、差別意識を考える場合においても、「見上げ」る意識と「見下げ」る意識は相補関係にあるものとして捉えねばなるまい。かの部落解放運動の先駆者・松本治一郎が「貴族あれば賤族あり」と喝破したのは、まさにこのことであった。

〈差別と「距離化」〉

もう一つ疑問が出てくるかもしれない。「憧憬」「嫉妬」「尊敬」「憐憫」「同情」「愛玩」などの意識は差別意識にはやはりあたらないのではないかという

表1 〈距離化過程〉の「意味づけ」モデル

		「意味づけ」およびイメージ (日常的状況) (非日常的状況)	
認 識 タ イ プ	〈絶対視〉 タイプ	「崇拜」 → 「畏怖」 「すごい」存在 → 「おそろしい」存在	
	〈優越視〉 タイプ	「同一化」 → 「脅威」 「ああなりたい」存在 → 「ああはなれない」存在	
	〈低劣視〉 タイプ	「同情」 → 「敵意」 「かわいそうな」存在 → 「なまいきな」存在	
	〈忌避視〉 タイプ	「憐憫」 → 「嫌悪」 「あわれな」存在 → 「いやな」存在	
距 離 化	度 合	小さく「遠ざけ」	大きく「遠ざけ」
	方 向	ポジの方向	ネガの方向

疑問である。そのいくつかについては「同化」との関連で差別意識をはらんでいると述べたが、確かにそれらの意識は日常的には差別意識むき出しでは迫ってこない。しかし、ある状況のなかでそれは容易に差別意識へと転化する。たとえば、江嶋修作は、「差別する側」と「差別される側」との間に緊張状態が続いた場合、「差別する側」はその緊張からの離脱をはかって「差別される側」を距離化していくとして、その〈距離化過程〉を〈表1〉のようにまとめている。¹⁶⁾

江嶋の挙げた「同情」や「憐憫」をポジティブな方向の意識とするかという点については肯けないとしても、日常的な状況では小さな「遠ざけ」であったものが、非日常的状況では大きな「遠ざけ」へとその距離化の度合を強めていくことは確かである。一見差別的含意のないかにみえるこうした意識も差別意識の一形態とみなしてもよさそうである。非日常的場面で対象を明確にした差別意識として頭をもたげてくるのである。

〈アンビバレントな差別意識〉

ところで、三つの価値基準に基づいて差別意識の構造を捉えようとしてきたわけであるが、前近代の世界においては、宗教的価値尺度と社会的価値尺度とは限りなく接近していたと考えられる。したがって政治的価値尺度も加えて三

つの軸がほぼ重なりあい、直線に近い図が想定される。そしてその直線上にそれぞれの差別意識が布置されよう。しかし、近代の萌芽とともに、社会的価値尺度が宗教的価値尺度から分離しはじめる。世俗化に伴い宗教的価値では包摂しきれない新たな価値が出現してきたのである。そうして、差別意識の図式にみるⅠ～Ⅳの領域が形成される。

この段階になって、ⅠとⅢの領域（とりわけⅠの領域）が差別意識の新たな形として意味をもってくる。〈優—穢〉あるいは〈浄—劣〉というポジ—ネガが同居するアンビバレントな意識状況である。「〈優—穢〉アンビバレントな意識」は、〈穢〉とされるものが社会的地位などを獲得した場合に生じやすい意識である。「どうせ……のくせに」といった意識である。これは、近世後期から近代初期にかけて被差別部落の脱賤化の過程での民衆の意識のあり方であり、また、近年では「同和」対策事業以降の「ねたみ意識」などもそれにあたる。最近では、八木晃介が指摘する「強者のルサンチマン」もこの領域にふくまれるだろう。¹⁶⁾ この領域は被差別大衆の解放運動の高まりのなかで増加してきている意識のありようである。これに対して「〈浄—劣〉アンビバレントな意識」は、〈浄〉とされるものが〈劣〉に落としこめられたり落ちぶれたりした場合に生じてくる。「本当なら……のはずなのに」とする意識である。この意識は、落ちぶれた当人が自己を慰めるときの意識としてもあらわれてくるし、落としこめられたものを憐れむ意識としてもあらわれる。この領域の意識は、近年においては、さほど顕著にはみられない。

以上、差別意識の構造を図式化し、それに即して差別意識の関係構造の分析を試みてみた。現在の部落差別をめぐる意識状況はかなりガバーできたのではないかと考える。また、一見無害と思われる意識のあり方も、非日常的な緊張をはらんだ場面では、差別的な意識や態度、行為へと転化していくのである。しかし、現在の差別意識を支える構造は極めて複雑であり、単純に図式化することは困難である。ここでは、できる限りの単純化を試みたつもりであるが、十分とはいえない。

また、この図式は、部落差別意識以外の差別意識（「障害」者や女性に対する差別など）にもかなりの部分で一定適用可能ではないかとも考える。この点

については、それぞれの差別現象と突き合わせつつ、検討していく必要がある。今後の課題である。

おわりに

アルベール・メンミもいうように、差別は、諸個人あるいは諸集団の間に存在する（と思われる）差異を強調するところから出発するといえる。この差異は、男性と女性や黒人と白人といった現実として存在している場合もあれば、被差別部落のように虚構の差異性のうえに成り立っている場合もある。しかし、差異が直接的に差別を生むのではない。マルクスもいうように「黒人は黒人である。一定の関係のもとではじめて彼は奴隷となる」¹⁷⁾ のであって、資本制生産様式における搾取が黒人を差別の対象とするのである。「差異が差別主義を常に呼びさます訳ではない。差別主義が差異を利用するのだ」¹⁸⁾。

しかし、ともかくも、差別は単なる違いでしかない差異に端を発する。こうした水平的な（と思われる）〈差異〉が、一定条件のもとで垂直的な〈差別〉へと、どのようにして転化するのだろうか。そのことは、差別意識を解体し、差別からの解放に向けての重要な視点を与えてくれるにちがいないのだが。この〈差異〉から〈差別〉への転化メカニズムの究明については、別稿にゆずるとして、ただ、仮説的に言っておけば、そもそも平面的な差異など実体としては存在しないのであって、差異は常に社会意識に支えられて垂直的・立体的に構成されているのではないだろうか。「私たちは、良い／悪い、大きい／小さい、暖かい／冷たい、堅い／柔らかい、明るい／暗い、鋭い／鈍い、等々、知っている限りの形容詞のカップルを動員して、まだ名前ももたないそれらの差異を、そのつど名付けようとする」¹⁹⁾。そうした差異はすでになんらかの意味を付与されているものとしてある。「言語とは差異の体系である」としたのはソシュールであるが、まさに言語とは、対象の〈差異化〉過程であり、われわれは、すで々に認識において、世界を分節化して、意味づけ・価値づけているといえる。「社会とはこうした差異の群れが織りなす網の目状の空間にはかならない」²⁰⁾。われわれ人間は、生まれると同時に、そうした社会に、すなわち言語の海のなかに放り出される。そして言語の獲得とともに「社会化」を果たしていく。そのことは、差別的関係を所与のものとする世界に入っていくことで

もある。とりわけ認識対象が人間となった場合、つまり、他者ないし他者の属する集団を対象として認識する場合、単なる差異の意味づけ以上の価値づけを伴う。ここに偏見や差別が生じてくる契機が潜んでいるといえる。

また、一方では、今村仁司は、差別や排除は社会的人間の存在そのものもっている暴力性＝第三項排除に根づく事柄であるとし、「排除や差別は、人々が社会生活を営むかぎり、避けることができない形で、だれもが身にこうむる性質のものである」²¹⁾と断言している。人間の持つ「場所をあけろ！」と叫ぶ力＝自己保存と維持という原初の暴力が、排除を生み、その排除のメカニズムが差別を生むのである。こうした今村の言説からすると、差別は人間の本質であり、もうどうしようもなく悲観的な結論しか出てこないようにもみえる。しかし、差別からの解放の地平は、まさにここから出発するしかない。

差別が、文化のなせるわざとするならば、われわれは両刃の剣である文化の悲劇性を文化そのものによって乗り越えていくしかない。そのためにこそ「差別論」はあるのであり、丹念に差別のそして差別意識のメカニズム読み、暴き出していくことが不可欠である。²²⁾

ところで、差別問題の解決をいうとき、そのめざす方向として大きく二つがある。その一つは、とにかく違いをなくしていこうとするものであり、もう一つは、違いを認めその違いを尊重して行こうとしていこうとするものである。もちろん、私は後者の立場をとる。差異は社会にダイナミズムをあたえてきたのであり、差異のない社会は無味乾燥の死んだ世界である。

そして私自身、差別は決してなくならないうであろうと「悲観的」な直観を持っている。が、部落差別をはじめ現在の差別問題について、必ずしも悲観してはいない。差別される人々の差別の不当性の訴えとそれにこたえようとする人々との対話・議論、そして差別をなくしていくための試行錯誤によって、少しずつかもしれないが差別は解放の方向へとあゆみつづけると考えるのである。しかし、差別は常に差異を利用しようとする者によって用意されていく。他者のそして自己の差別を見抜き眼を磨かねばなるまい。そして、差別を許さず、差別と闘おうとする力を身につけねばならない。そのためにこそ〈差別論〉はあるのである。

註

- 1) 石田雄『日本の社会科学と差別理論』1994, 明石書店, 10頁
- 2) 『部落問題事典』部落解放研究所編, 1986, 解放出版社 所収
- 3) 福岡安則『現代社会の差別意識』1985, 明石書店, 173頁
- 4) 『新社会学辞典』有斐閣, 1993, 所収
- 5) 『社会学事典』弘文堂, 1988, 所収
- 6) ひろたまさき『差別の諸相』解説, 1990, 岩波書店,
- 7) アルベール・メンミ『差別の構造』白井成雄・菊地昌実 訳, 1968, 合同出版,
226頁
- 8) G. W. オールポート『偏見の心理』原谷達夫・野村昭訳, 1968, 培風館, 6頁
- 9) 新保満『人種的差別と偏見』1972, 岩波新書, 11頁
- 10) アンソニー・ギデンズ『社会学』1992, 而立書房 242頁
- 11) R. K. Merton, West, Patricids, & Jakopa, Marie, social fictions and social facts: The dynamics of race relations in Hilltown, New york: Columbia Univ. 1949
- 12) 高尾公矢「差別意識の決定因に関する一研究」『広島修道大学論集』第24巻第2号 1984. 12, 363頁
- 13) ここで注意してこなければならぬのは、これらの尺度はある歴史段階のある社会内において普遍的に認知されている価値基準というものであって、歴史貫通的な普遍性をもって所与のものとして存在しているわけではないということである。つまり、誰を〈浄〉とし〈穢〉するか、何を〈優〉とし〈劣〉とするかは歴史的、社会的に規定されているのである。
- 14) 江嶋修作による差別の定義を参照のこと。
- 15) 江嶋修作「部落差別をめぐる〈距離化過程〉の一メカニズム」『現代社会学22』1986, アカデミア出版会 参照。
- 16) 八木晃介「部落に対する差別意識」(『部落解放研究』1994. 2, 部落解放研究所 所収) 参照のこと。
- 17) K. マルクス『賃労働と資本』大月書店国民文庫 44頁
- 18) A. メンミ 前掲書 228頁

- 19) 石井洋二郎『差異と欲望』1993, 藤原書店 8頁
- 20) 同前 9頁
- 21) 今村仁司『近代性の構造』1994, 講談社 210頁
- 22) 本論においては、差別を乗り越える実践的課題についてはほとんど提示しえなかった。ただいくつか提起できるとすれば、「差異の価値づけ」と関わって、被差別の側に一方的にネガティブに価値づけされた意味をポジティブ方向に投げ返し転換することである。こうした試みは、「ブラック・イズ・ビューティフル」といった言葉のうちにも表現されているし、部落差別においては、網野善彦、横井清、沖浦和光ら日本中世史における賤民文化に光をあてた研究などの業績は大きい。これは、「差別と貧困の部落史」を塗りかえるものとしてある。また、差別を笑い飛ばしていくという試みもある。これは、被差別民衆が担ってきた芸能の中でくり返し行われてきた方法であるが、その流れは現在まで続いている。

(ひらたたけし 佛教大学大学院社会学研究科修士課程)